

消 防 危 第 2 2 9 号
平成 25 年 12 月 17 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長
(公 印 省 略)

移動タンク貯蔵所本体に表示すべき使用者名等の適正化に係る
取組について（依頼）

日頃より危険物の事故防止について、御尽力いただき厚く御礼申し上げます。
移動タンク貯蔵所は道路運送法第 2 条第 6 項の自動車に該当し、同法第 95 条の規定に基づき当該自動車（軽自動車たる自家用自動車等は除く。）の外側に、使用者の氏名、名称又は記号（以下「使用者名等」という。）を見やすいように表示することとされています。

移動タンク貯蔵所本体に使用者名等を適正に表示することは、危険物の事故防止の観点からも有効であることから、各消防機関におかれては、通常の立入検査等の機会に使用者名等が適正に表示されていない移動タンク貯蔵所を確認した場合は、下記の点に留意し、管轄の地方運輸支局等と連携した対応を図られますようお願いいたします。

なお、移動タンク貯蔵所本体への使用者名等の表示については、国土交通省からは全日本トラック協会、経済産業省からは石油連盟及び全国石油商業組合に対して、その徹底について要請されていることを申し添えます。

各都道府県にあつては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知をお願いいたします。

記

1 道路運送法第 95 条の対象となる移動タンク貯蔵所

移動タンク貯蔵所については、軽自動車たる自家用自動車等を除き道路運送法第 95 条の対象となり、同法第 95 条の使用者名等の表示の義務が課せられています。

道路運送法（昭和 26 年 6 月 1 日法律第 183 号）

（自動車に関する表示）

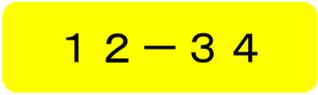
第 95 条 自動車（軽自動車たる自家用自動車、乗車定員十人以下の乗用の自家用自動車、特殊自動車たる自家用自動車その他国土交通省令で定めるもの^{※1}を除く。）を使用する者は、その自動車の外側に、使用者の氏名、名称又は記号その他の国土交通省令で定める事項^{※2}を見やすいように表示しなければならない。

※1 国土交通省令で定めるものとは、警察用及び監獄用の自動車である。
（道路運送法施行規則第 64 条）

※2 国土交通省令で定める事項とは、特定の用途に用いられる自動車に表示が義務づけられているものであり、本件の確認対象外。
（道路運送法施行規則第 65 条）

なお、同法第 95 条の対象となる移動タンク貯蔵所は、下表の太線枠内に示す自動車登録番号標又は車両番号標（いずれも一般的にナンバープレートと言われるもの）が取り付けられたものであり、黄地に黒文字の車両番号標が取り付けられた移動タンク貯蔵所は、軽自動車たる自家用自動車に該当するため、同法第 95 条の対象とはなりません。

表. 自動車登録番号標及び車両番号標（ナンバープレート）の例

	普通・小型・大型特殊の 自動車登録番号標	軽自動車の 車両番号標
事業用	緑地に白文字  <道路運送法第 95 条の対象>	黒地に黄文字  <道路運送法第 95 条の対象>
自家用	白地に緑文字  <道路運送法第 95 条の対象>	黄地に黒文字  <道路運送法第 95 条の対象外>

注) これ以外に乗車定員 10 人以下の乗用の自家用自動車、特殊自動車たる自家用自動車、警察用の自動車及び監獄用の自動車に該当するような特殊な移動タンク貯蔵所は道路運送法第 95 条の対象ではない。

2 使用者名等が適正に表示されていない移動タンク貯蔵所を確認した場合の対応

移動タンク貯蔵所の常置場所や給油取扱所等における立入検査等の機会に、1に示す道路運送法第95条の対象となる移動タンク貯蔵所で、別紙1に示す同法第95条に定められる使用者名等の表示がなされていない移動タンク貯蔵所を認めた場合は、別紙2に示す管轄の地方運輸支局等に別記様式を用いて通知してください。

3 その他

指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクが固定された自動車（軽自動車たる自家用車等を除く。）についても道路運送法第95条の対象となることから、同様に2に示す対応を図られますようお願いいたします。

(問い合わせ先)

消防庁危険物保安室

担当：中嶋、各務、森

TEL 03-5253-7524

FAX 03-5253-7534

車体表示

移動タンク貯蔵所については、軽自動車たる自家用自動車等を除き道路運送法第95条の対象となり、その自動車の外側に、使用者名等を見やすいように表示しなければならないことが定められています。

なお、同法第95条の使用者の氏名、名称又は記号は、元売会社ではなく自動車の使用者のものとなりますので、ご注意ください。

車体表示の位置及びその方法(例)

1. 表示箇所は、両側面(荷台、キャビン等)が望ましいこと。
2. ペンキ等により表示すること。
3. 表示する文字の色、場所、大きさに注意を払い、見やすいように表示すること。

車体表示位置の例



※ 荷台・キャビン両方に表示されている必要はありません。

地方運輸支局等一覽

地方運輸支局等	郵便番号	所在地	電話(代表)
北海道運輸局			
札幌運輸支局	065-0028	札幌市東区北28条東1	011-731-7166
函館運輸支局	041-0824	函館市西桔梗町555-24	0138-49-8862
旭川運輸支局	070-0902	旭川市春光町10-1	0166-51-5271
室蘭運輸支局	050-0081	室蘭市日の出町3-4-9	0143-44-3011
釧路運輸支局	084-0906	釧路市鳥取大通6-2-13	0154-51-2522
帯広運輸支局	080-2459	帯広市西19条北1-8-4	0155-33-3286
北見運輸支局	090-0836	北見市東三輪3-23-2	0157-24-7631
東北運輸局			
青森運輸支局	030-0843	青森市大字浜田字豊田139-13	017-739-1501
岩手運輸支局	020-0891	岩手県紫波郡矢巾町流通センター南2-8-5	019-638-2154
宮城運輸支局	983-8540	仙台市宮城野区扇町3-3-15	022-235-2517
秋田運輸支局	010-0816	秋田市泉字登木74-3	018-863-5811
山形運輸支局	990-2161	山形市大字漆山字行段1422-1	023-686-4711
福島運輸支局	960-8165	福島市吉倉字吉田54	024-546-0345
関東運輸局			
茨城運輸支局	310-0844	水戸市住吉町353	029-247-5348
栃木運輸支局	321-0169	宇都宮市卸町2-1-3	028-658-7011
群馬運輸支局	371-0007	前橋市上泉町399-1	027-263-4440
千葉運輸支局	261-0002	千葉市美浜区新港198	043-242-7336
埼玉運輸支局	331-0077	さいたま市西区大字中釘2154-2	048-624-1835
東京運輸支局	140-0011	品川区東大井1-12-17	03-3458-9231
神奈川運輸支局	224-0053	横浜市都筑区池辺町3540	045-939-6800
山梨運輸支局	406-0034	笛吹市石和町唐柏1000-9	055-261-0880
北陸信越運輸局			
新潟運輸支局	950-0961	新潟市中央区東出来島14-26	025-285-3123
長野運輸支局	381-8503	長野市西和田1-35-4	026-243-4384
富山運輸支局	930-0992	富山市新庄町馬場82	076-423-0894
石川運輸支局	921-8011	金沢市入江3-153	076-291-7854
中部運輸局			
愛知運輸支局	454-8558	名古屋市市中川区北江町1-1-2	052-351-5311
静岡運輸支局	422-8004	静岡市駿河区国吉田2-4-25	054-261-2939
岐阜運輸支局	501-6133	岐阜市日置江2648-1	058-279-3716
三重運輸支局	514-0303	津市雲出長常町字六ノ割1190-9	059-234-8411
福井運輸支局	918-8023	福井市西谷1-1402	0776-34-1601
近畿運輸局			
大阪運輸支局	572-0846	寝屋川市高宮栄町12-1	072-821-9176
京都運輸支局	612-8418	京都市伏見区竹田向代町37	075-681-1427
奈良運輸支局	639-1037	奈良県大和郡山市額田部北町981-2	0743-59-2151
滋賀運輸支局	524-0104	守山市木浜町2298-5	077-585-7253
和歌山運輸支局	640-8404	和歌山市湊1106-4	073-422-2130
神戸運輸監理部兵庫陸運部	658-0024	神戸市東灘区魚崎浜町34-2	078-453-1106
中国運輸局			
広島運輸支局	733-0036	広島市西区観音新町4-13-13-2	082-233-9166
鳥取運輸支局	680-0006	鳥取市丸山町224	0857-22-4154
島根運輸支局	690-0024	松江市馬潟町43-3	0852-38-8111
岡山運輸支局	703-8245	岡山市中区藤原24-1	086-273-2296
山口運輸支局	753-0812	山口市宝町1-8	083-922-5335
四国運輸局			
徳島運輸支局	771-1156	徳島市応神町応神産業団地1-1	088-641-4811
香川運輸支局	761-8023	高松市鬼無町字佐藤20-1	087-882-1357
愛媛運輸支局	791-1113	松山市森松町1070	089-956-9957
高知運輸支局	781-5103	高知市大津乙1879-1	088-866-7311
九州運輸局			
福岡運輸支局	813-8577	福岡市東区千早3-10-40	092-673-1190
佐賀運輸支局	849-0928	佐賀市若楠2-7-8	0952-30-7271
長崎運輸支局	851-0103	長崎市中里町1368	095-839-4747
熊本運輸支局	862-0901	熊本市東区東町4-14-35	096-369-3188
大分運輸支局	870-0906	大分市大州浜1-1-45	097-558-2235
宮崎運輸支局	880-0925	宮崎市本郷北方字鶴戸尾2735-3	0985-51-3824
鹿児島運輸支局	891-0131	鹿児島市谷山港2-4-1	099-261-9192
沖縄総合事務局	901-2134	那覇市おもろまち2-1-1	098-866-0031

車体表示の無いタンクローリーについて（通知）

平成 年 月 日

〇〇運輸局

〇〇運輸支局 殿

通報機関名

担当者名

連絡先

今般、消防法第16条の5に基づく立入検査の際に、道路運送法第95条に定める車体表示が無いタンクローリーを確認したので、関係書類を添えて通知します。

1.	日 時		
	場 所		
	確認した者		
2.	事業者名 <small>（自家用の場合は使用者名）</small>		
	事業者住所 <small>（自家用の場合は使用者住所）</small>		
	連絡先	(tel)	(担当者)
3.	自動車登録番号 又は車両番号 <small>（ナンバープレート）</small>		
	車名（通称名）		
4.	表示が無いことが分かる写真 ※1 ※2	別添のとおり	

(記載要領)

- ※1. やむを得ず写真撮影が困難な場合は、その理由を別紙に記載すること。
- ※2. 写真は3方向（両側面＋後側）～4方向（両側面＋後側＋前側）から撮影するのが望ましい。
- ※3. 記入欄が不足の場合は、別紙に記載し添付すること。